

大口町告示第132号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和2・3年度に大口町が発注する建設工事、設計・測量・建設コンサルタント等業務競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のように定める。

令和元年12月20日

大口町長 鈴木雅博

1 競争入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者
- (2) 建設工事にあつては、発注工事の種類に対応する業種について建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく許可を受けていない者。ただし、同法第3条第4項の規定により、許可の更新の申請をしている場合において許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされている者は、この限りではない。
- (3) 建設工事にあつては、建設業法第27条の29に規定する総合評価値の通知（定時受付は審査基準日が平成30年7月1日から令和元年6月30日までのも（決算期の変更等により審査基準日が上記期間に該当しない場合で、申請時に変更後の審査基準日における総合評定値の通知があるときを除く。）、随時受付は申請日から遡って審査基準日が1年7月以内にあるもの）を受けていない者
- (4) 建築設計にあつては建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく建築士事務所の登録、一般測量又は航空写真測量にあつては測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づく測量業者の登録を受けていない者

- (5) その他営業に関し、法令の規定により必要とされる登録等を受けていない者
- (6) 入札参加資格審査申請書又は別添書類に虚偽の事項を故意に記載した者
- (7) 町が指定する国税、愛知県税及び町税に未納がある者（徴収猶予を受けている者は未納がないものとみなす。）
- (8) 「大口町が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年7月24日付け大口町長・大口町教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結）に基づく排除措置を受けている者
- (9) 資格審査を希望する業種について、大口町小規模工事等契約要領（平成15年大口町訓令第1号）による届出事業者

2 入札参加資格審査申請書の提出方法

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより入札参加資格審査申請書を大口町に提出しなければならない。

(1) 受付期間

ア 定時受付

令和2年1月6日から令和2年2月17日まで（大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）に規定する休日を除く。）の午前8時から午後8時まで

イ 随時受付

令和2年4月1日から令和4年1月31日まで（大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）に規定する休日を除く。）の午前8時から午後8時まで

(2) 申請方法

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により申請書フォームに必要事項を入力し、送信すること。

アドレス <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

(3) 別送書類

(2)による申請後、次の書類を別送書類として各1部、提出すること。別送書類（各種証明書）は、鮮明なものである限り複写機による写しでも差し支え

ないが、証明年月日が申請書提出日から遡って3月以内のものとする。

ア 建設工事に係る添付書類

| 書類名 | 摘 要 | |
|------------------------------|---|--|
| 納税証明書 (国税) | 代表審査自治体が大口町の場合 | 納税証明書 ・法人 「その3の3」 ・個人 「その3の2」 |
| | 代表審査自治体が大口町以外の場合 | 上記の書類を申請画面で表示された代表審査自治体に送付すること。 |
| 納税証明書 (県税) | 代表審査自治体为爱知県の場合 | 提出書類は不要（申請時に入力した課税番号で確認） |
| | 代表審査自治体が大口町の場合 | 次のいずれかの書類 ・愛知県県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと用） ・愛知県に納税義務がないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」 |
| | 代表審査自治体その他の場合 | 上記の書類を申請画面で表示された代表審査自治体に送付すること。 |
| 証明書 (町税) 大口町に納税義務がある場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人 法人町民税、固定資産税及び軽自動車税種別割 ・個人 町県民税、固定資産税、軽自動車税種別割及び国民健康保険税 上記に未納がないことの証明 | |

| | | |
|-----------------------|---|---|
| <p>社会保険届出を確認できる書類</p> | <p>最新の経営事項審査結果において、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている方</p> | <p>経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写しを添付すること。</p> |
| | <p>最新の経営事項審査結果において、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「無」になっている方</p> | <p>以下のいずれかの書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近1月分の社会保険料の領収書の写し ・健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険の領収書の写し ・標準報酬月額決定通知書の写し ・社会保険料納入証明書 ・健康保険・厚生年金保険新規適用届（事業主控）の写し（納入実績がない場合） ・届出の義務がない場合は、「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことの申出書」 |

| | | |
|-----------------------|---|---|
| <p>雇用保険届出を確認できる書類</p> | <p>最新の経営事項審査結果において、「雇用保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「有」又は「除外」になっている方</p> | <p>経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写しを添付すること。</p> |
| | <p>最新の経営事項審査結果において、「雇用保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」欄が「無」になっている方</p> | <p>労働保険概算保険料申告書（事業主控）の写し及び以下のいずれかの書類（直近のもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の雇用保険料の領収書の写し（分割納付の場合は直近1回分） ・労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険事務組合発行の領収書の写し ・公共職業安定所の発行する労働保険概算保険料の納入証明書 ・届出の義務がない場合は、「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の届出義務がないことの申出書」 <p>※労働保険には、「雇用保険」と「労災保険」があるので、必ず「雇用保険」の加入状況がわかる書類を提出すること。</p> |

イ 設計・測量・建設コンサルタント等業務に係る添付書類

| 書類名 | 摘要 | |
|-----------|------------------|---|
| 登記事項証明書等 | 代表審査自治体が大口町の場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人 履歴事項全部証明書 ・個人 代表者の身元証明書 (本籍地の市区町村長が発行する身元証明書。日本国籍を有しない方は在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書の写し) 及び代表者の登記されていないことの証明書 (全国の法務局・地方法務局(本局)の戸籍課窓口にて発行。東京法務局では郵送申請も可能。) |
| | 代表審査自治体が大口町以外の場合 | 上記の書類を申請画面で表示された代表審査自治体に送付すること。 |
| 納税証明書(国税) | 代表審査自治体が大口町の場合 | 納税証明書 <ul style="list-style-type: none"> ・法人 「その3の3」 ・個人 「その3の2」 |
| | 代表審査自治体が大口町以外の場合 | 上記の書類を申請画面で表示された代表審査自治体に送付すること。 |
| 納税証明書(県税) | 代表審査自治体为爱知県の場合 | 提出書類は不要(申請時に入力した課税番号で確認) |
| | 代表審査自治体が大口町の場合 | 次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県の県税事務所が発行した納税証明書(未納税額がないこと用) ・愛知県に納税義務がないときは、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」 |

| | | |
|--------------------------------------|--|-------------------------------------|
| | 代表審査自治体が その他の場合 | 上記の書類を申請画面で表示された代 表審査自治体に送付すること。 |
| 証明書 (町税) 大口町に納 税義務があ る場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・法人 法人町民税、固定資産税及び軽自動車税種別割 ・個人 町県民税、固定資産税、軽自動車税種別割及び国民健康保険税 <p>上記に未納がないことの証明</p> | |
| 設計、調査、 測量等実績 調書 | 申請直前の事業年度2年間分の実績調書 | |

(4) 別送書類の提出期間

ア 定時受付

データ送信日から7日以内に必着。(ただし、最終提出期限は令和2年2月25日必着とする。)

イ 随時受付

データ送信日から7日以内に必着。

なお、提出期日の最終日が大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）に規定する休日に当たる場合は、その日以後の最初の日までに必着とする。

(5) 添付書類の提出方法及び提出先

次の場所へ原則郵送により提出すること。

大口町役場総務部行政課

愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地（郵便番号480-0144）

ただし、代表審査に必要な添付書類は代表審査自治体に提出すること。

(6) 申請する営業所

申請は、本店（本社）以外に支店や営業所等を開設している場合でも、本店（本社）を含めてどこか1つの営業所で申請すること。

なお、契約締結する営業所において、建設業法上の営業所としての設置の許可又はその営業所における業種の許可があること。

3 資格審査

1の競争入札に参加できない者に該当しないことを審査し、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより評価する。

(1) 建設工事

競争入札に参加できる者は、別表第1の入札参加資格審査業種のうち、希望する業種ごとに、建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項の審査により必要な等級に区分し、決定する。

ただし、災害等で緊急の必要があると認めるとき、特定の機械又は技術を必要とするとき、その他特に必要と認めるときは、当該等級の格付にかかわらず、当該等級以外の等級に係る競争入札に参加を認めることができる。

(2) 設計・測量・建設コンサルタント等業務

競争入札に参加できる者は、別表第2の入札参加資格審査業種のうち、希望する業種ごとに年間平均実績高、自己資本額、常勤職員数、有資格者数及び営業年数について審査し、決定する。

4 結果通知

資格審査の結果については、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により通知する。

5 資格の有効期間及び更更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間は次のとおりとする。

入札参加資格決定の日（定時受付は、令和2年年4月1日）から令和4年3月31日までとする。ただし、令和4年4月1日以降新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前に入札参加資格はその効力を有する。

(2) 有効期間の更更新手続

(1)の有効期間の更更新を希望する者は、令和3年度以降に令和4年度及び令

和5年度の資格審査の告示を予定しているので、当該告示に基づき申請書類を提出する必要がある。

6 変更等の届出

2により入札参加資格審査申請書を提出した者は、申請した内容に変更等あったときは、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により大口町に届け出なければならない。

7 資格の取消し等

入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又は3年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかにより競争入札に参加ができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 建設工事にあつては、直近に受けた建設業法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査の基準日から1年7月を経過することとなった者
- (8) 建設工事にあつては、発注工事の種類に対応する業種について建設業法の規定に基づく許可を受けていない者。ただし、同法第3条第4項の規定により、許可の更新をしている場合において許可の有効期間の満了後もなおその効力

を有するとされている者は、この限りでない。

(9) 建築設計にあつては建築士法の規定に基づく建築士事務所の登録、一般測量又は航空写真測量にあつては測量法の規定に基づく測量業の登録を受けていない者

(10) その他営業に関し、法令の規定により必要とされる登録等を受けていない者

8 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

この告示に基づき受け付けた申請により競争入札参加資格者として認められた者で、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたものは、再度の競争入札参加資格審査の申請を行う必要がある。

9 その他

(1) 町長は、入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることができる。

(2) 入札参加資格審査の結果については、公表することがある。

(3) 令和2・3年度の入札参加資格決定までに行う競争入札については、なお従前の例による。

(4) この告示の入札参加資格審査申請に基づく入札参加資格者名簿は、ウェブサイト等で公表する。

別表第1

| 業 種 | |
|-----|-----------------|
| 1 | 土木工事業 |
| 2 | 建築工事業 |
| 3 | 大工工事業 |
| 4 | 左官工事業 |
| 5 | とび・土工工事業 |
| 6 | 石工事業 |
| 7 | 屋根工事業 |
| 8 | 電気工事業 |
| 9 | 管工事業 |
| 10 | タイル・れんが・ブロック工事業 |
| 11 | 鋼構造物工事業 |
| 12 | 鉄筋工事業 |
| 13 | 舗装工事業 |
| 14 | しゅんせつ工事業 |
| 15 | 板金工事業 |
| 16 | ガラス工事業 |
| 17 | 塗装工事業 |
| 18 | 防水工事業 |
| 19 | 内装仕上工事業 |
| 20 | 機械器具設置工事業 |
| 21 | 熱絶縁工事業 |
| 22 | 電気通信工事業 |
| 23 | 造園工事業 |
| 24 | さく井工事業 |
| 25 | 建具工事業 |
| 26 | 水道施設工事業 |
| 27 | 消防施設工事業 |
| 28 | 清掃施設工事業 |
| 29 | 解体工事業 |

別表第2

| 業 種 | |
|-----|--------------|
| 1 | 建築設計 |
| 2 | 設備設計 |
| 3 | 一般測量 |
| 4 | 航空写真測量 |
| 5 | 河川、砂防及び海岸・海洋 |
| 6 | 港湾及び空港 |
| 7 | 道路 |
| 8 | 上水道及び工業用水道 |
| 9 | 下水道 |
| 10 | 農業土木 |
| 11 | 森林土木 |
| 12 | 水産土木 |
| 13 | 造園 |
| 14 | 都市計画及び地方計画 |
| 15 | 土質及び基礎 |
| 16 | 鋼構造及びコンクリート |
| 17 | 建設環境 |
| 18 | 地質調査 |
| 19 | 土地調査 |
| 20 | 土地評価 |
| 21 | 物件調査 |
| 22 | 事業損失 |